

[事案 27-283] 契約無効請求

・平成 28 年 9 月 15 日 裁定終了

<事案の概要>

契約時、募集人から、贈与税等、税の取扱いに関して説明がなかったこと、高齢者ルールが遵守されていないことが理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 27 年 8 月に契約した 3 件の一時払終身保険について、以下の理由により、契約を取り消して、慰謝料を支払ってほしい。

- (1) 一時払保険料を契約者以外の者が負担し、解約返戻金を受け取った場合は、贈与税がかかることの説明がなされなかった。
- (2) 配偶者は、高齢のため契約者になれないとの誤った説明を受けた。
- (3) 高齢者対応として求められ契約時に同席した配偶者が認知症に罹患していたので、家族同席の高齢者ルールが遵守されていない。

<保険会社の主張>

以下を理由に、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人には錯誤は成立していない。
- (2) 税の取扱いについて生命保険会社は説明義務を負っていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人および募集人に対して、募集人の対応に不適切な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、解約の際の税の取扱いについて生命保険会社に説明義務はないこと、また、高齢者に対する募集ルールの違反があったとは認められないこと、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。